

鴻巣市観光戦略会議設置要綱

平成 26 年 3 月 20 日告示第 76 号

改正

平成 27 年 3 月 30 日告示第 90 号

平成 31 年 4 月 1 日告示第 141 号

(設置)

第 1 条 鴻巣市観光戦略計画（以下「観光戦略計画」という。）の推進に当たり、関係する団体及び法人（以下「団体等」という。）が連携できる協力体制を構築し、総合的かつ計画的に観光戦略計画に定める戦略を実施するため、鴻巣市観光戦略会議（以下「観光戦略会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 観光戦略会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 次条に掲げる団体等の連携及び情報共有に関すること。
- (2) 観光戦略計画の進行管理に関すること。
- (3) その他観光戦略計画の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 観光戦略会議は、次に掲げる団体等より選出された者 20 人以内をもって組織する。

- (1) 一般財団法人鴻巣市観光協会
- (2) 鴻巣市商工会
- (3) 観光関連事業者
- (4) 市民団体
- (5) ボランティア団体
- (6) 鴻巣市

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 観光戦略会議に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、観光戦略会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 観光戦略会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴く

ことができる。

(報酬)

第7条 委員への報酬は、支給しない。

(庶務)

第8条 観光戦略会議の庶務は、環境経済部商工観光課において処理する。

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日告示第141号抄)

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。